

子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼子育てのための施設等利用給付認定変更申請書  
(兼変更・再交付届)

令和 年 月 日

米子市長様

保護者 住所  
(申請者) 氏名 印  
生年月日 昭和 平成 年 月 日  
電話番号 ( )

※ 変更申請に必要な市民税の情報及び世帯情報の閲覧をするとともに、利用施設等に情報提供を行います。

児童名				
生年月日	平成・令和 年 月 日			

変更(希望)年月日 令和 年 月 日 施設名  利用中(内定含む。)  申込中

下記のとおり、子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付に係る認定を変更します。

⇒ 右記の変更する項目の□にチェックをし、該当するものに○をししてください。変更後の内容を記入してください。

<input type="checkbox"/>	住所	米子市				
<input type="checkbox"/>	保護者					
<input type="checkbox"/>	家族構成	変更理由	<input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 祖父母と同居(別居) <input type="checkbox"/> その他( )			
		氏名	生年月日	児童との続柄	備考	
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日			
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日			
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日			
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日			
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日			
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日			
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日			
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日			
<input type="checkbox"/>	保育の必要量	<input type="checkbox"/> 標準時間認定を希望する。	<input type="checkbox"/>	短時間認定を希望する。		
<input type="checkbox"/>	事由 ※各事由を証明する書類を添付してください。	<input type="checkbox"/> 就労	続柄 父・母 ( )	<input type="checkbox"/> 介護・看護	続柄 父・母 ( )	
		<input type="checkbox"/> 妊娠・出産		<input type="checkbox"/> 災害復旧	続柄 父・母 ( )	
		<input type="checkbox"/> 疾病・障がい	続柄 父・母 ( )	<input type="checkbox"/> 求職活動	続柄 父・母 ( )	
		<input type="checkbox"/> その他	続柄 父・母 ( )	理由		
<input type="checkbox"/>	その他					

※1 障がいの有る方は裏面をご確認ください。

※申請者が氏名を自署する場合は、その押印を省略することができます。  
 ※支給認定証をお持ちでない方は、「その他」欄に理由(紛失等)を記入してください。  
 ※支給認定証の再交付を希望される方は、「その他」欄に再交付の理由を記入してください。  
 ※裏面に必要な添付書類が記載されています。

米子市記入欄 施設届出日 令和 年 月 日

児童名	認定区分	必要量	事由	世帯番号	有効期間
	1・2・3・新1・新2・新3	標準・短			～
	1・2・3・新1・新2・新3	標準・短			～
	1・2・3・新1・新2・新3	標準・短			～
	1・2・3・新1・新2・新3	標準・短			～

## 子どものための教育・保育給付認定又は子育てのための施設等利用給付認定変更の手続について

### 【認定変更の注意点】

- ・ 認定内容の変更手続は変更の1ヵ月前から受け付けます。
- ・ 認定内容の変更日は、事実発生日からになります。ただし、事実発生日よりも後に子どものための教育・保育給付認定又は子育てのための施設等利用給付認定変更申請書(以下、「認定変更申請書」という。)を提出された場合は、申請書の提出日からなることがありますので、事前に米子市子育て支援課にご相談ください。
- ・ 保育の必要量が変わる場合は、変更日の翌月(1日付は当月)から負担金(保育料)も変更になります。なお、婚姻、離婚、祖父母との同居(別居)などの負担金(保育料)計算の対象者の異動については、事実発生日の翌月(1日付は当月)から変更になります。
- ・ 新しい認定証は、米子市で受け付けてから30日以内に送付します。

変更内容		必要書類	
住所	米子市内で転居した。	認定変更申請書・支給認定証	
	米子市外に父母のいずれかが転出した。	認定変更申請書・支給認定証	
	米子市外に父母が転出した。	(在園児) 退所届・支給認定証 (申込児) 支給認定証	
保護者		認定変更申請書・支給認定証	
家族構成	保護者の離婚が成立し、別居した。	認定変更申請書・支給認定証・ひとり親世帯申立書	
	保護者が結婚した。 (未届けの同居を含む。)	認定変更申請書・支給認定証 結婚(同居)した相手が保育が必要な理由を証明する書類※2	
	上記以外の変更※3	認定変更申請書	
事由	就労	就労(転職)する。	認定変更申請書・支給認定証・就労(内定)証明書
		自営業を開業する。	認定変更申請書・支給認定証・就労(内定)証明書
		育児休業を終了し仕事復帰する。	認定変更申請書・支給認定証・就労(内定)証明書
	妊娠・出産	認定変更申請書・支給認定証・母子健康手帳の写し※4	
	育児休業取得	手続きは不要です。(職権で支給認定証を交付します)	
	疾病・障がい	病気(負傷)になった。	認定変更申請書・支給認定証・診断書
		療育手帳等の交付を受けた。	認定変更申請書・支給認定証・療育手帳等の写し※5
	介護・看護	認定変更申請書・支給認定証・介護看護申立書・診断書等※6	
	災害復旧	認定変更申請書・支給認定証・災証明書	
	求職活動	認定変更申請書・支給認定証・求職活動申立書	
	就学・職業訓練	認定変更申請書・支給認定証・在学証明書・就学申立書	
	DV・児童虐待	認定変更申請書・支給認定証・申立書※7	
	上記以外の変更	認定変更申請書・支給認定証・状況のわかる書類	
保護者または児童の氏変更		認定変更申請書・支給認定証	

- ※1 障害者手帳等の交付を受けている方は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書・障害基礎年金証書のいずれかの写しを提出してください。
- ※2 結婚相手が、今年もしくは前年の1月1日現在で米子市外に居住されていた場合は、所得課税証明書が必要になることがありますので、米子市子育て支援課にご相談ください。
- ※3 負担金(保育料)の計算対象になっている祖父母等と別居した場合は、負担金が変わることがあります。また、B階層の方が、祖父母等と同居した場合も負担金が変わることがあります。
- ※4 母子健康手帳の表紙と分娩予定日の記載されている部分の写しが必要になります。
- ※5 療育手帳等の氏名・等級・交付年月日の記載されている部分の写しが必要になります。
- ※6 診断書・障害者手帳・介護保険被保険者証などの看護を受ける方の状況のわかる書類が必要になります。
- ※7 申立書に相談施設・相談時期・担当者名を記入してください。

### 保育の必要量について

保育の必要量を短時間認定された方でも、利用施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を常態的に超えて利用せざるを得ない場合は、保護者の申立てにより保育標準時間認定に変更になることがあります。この場合には、認定(必要量)変更申立書と短時間の利用時間帯を明らかに超えて利用せざるを得ないことがわかる書類(就労証明書等)が必要になりますので、米子市子育て支援課にご相談ください。